

## 2. 建築協定（モデル）の解説

ここでは、住宅地（第一種低層住居専用地域内）の建築協定のモデルを例示し、その各内容について詳細に解説いたします。

### （目的）

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号 以下「法」という。）第69条及びこれに基づく〇〇市建築協定条例（平成〇年条例第〇号）第〇条〇の規定に基づき、第〇条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途、形態、構造、敷地、位置、意匠又は建築設備に関する基準を定め、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

建築協定を締結する目的が書かれています。

「住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。」

「商店街としての利便を高度に維持増進することを目的とする。」

など、その地域地区や住民の皆さんのまちづくりの目標によって異なります。

建築物に関する基準として、その「用途、形態、構造、敷地、位置、意匠又は建築設備」について定めることができます。基準例は前述の「1.（3）建築協定での制限内容」を参照してください。

※ 建築協定については、建築基準法第69条に住民の皆さん（土地の所有者等）の間で締結できると定められていますが、これにはまず、そういった住民同士の建築物等に対する取り決めが可能であるという条例が、市町村において制定されている必要があります。（各市町村で確認してください。）

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号 以下「令」という。）に定めるところによる。

協定書の中に出てくる「用語」は建築基準法と同法の施行令に定められている用語の意味と同じであるということです。

### （協定の名称）

第3条 この協定は「〇〇〇建築協定（以下「本協定」という。）」と称する。

その地区の建築協定の名称を定めます。「〇〇町A地区建築協定」など